

前回の審議会後に提出された意見に対する市の回答

1 意見②に対する市の回答

以下の理由から、療育手帳Bについては20歳の誕生日までを給付対象としたいもの。

- (1) 療育Bの20歳以上の方は、障害基礎年金が受給できる可能性が高く、また障害者就労支援施設等で働くこと(福祉的就労)により、収入(授産工賃等)を得ることができる。当該事業は、就労による収入を得ることが難しい重度の方を支給対象にした県の補助制度であり、障害者の自立を促進する面からも、就労によって収入を得ていただきたいと考える。

なお、療育Bの方の内、9.9%の32人が住民税課税により、現在支給停止となっている。

- (2) グループホーム(GH)を利用する場合、月額 70,000 円から 90,000 円程度の実費(家賃、光熱水費、食材費、日用品費、レク費等)が必要となっているが、市内のGHのほとんどがこの実費について、年金と就労継続支援B型の工賃で賄えている。(高額設定のGHは、生活保護受給者を想定しているところが多い。)

- (3) 療育手帳の所持者数は、5年前と比較し1.18倍だが、療育BとCの人数は共に1.26倍増加している。また、療育Cの方が18歳到達後の最終の判定においてB判定となるケースも多く、20歳以上の療育Bの方を当該事業の対象者にすることは、市単独補助額の増加につながる事が考えられる。(令和5年度末現在、療育Cの18歳未満の方は166人。)

○重度心身障害者福祉手当を受給している療育手帳Bの方の就労系サービス利用状況(R6.12)

療育手帳B		就労系サービス	
20歳以上	213 人	内就労継続支援A型利用者	11 人
20歳未満	77 人	内就労継続支援B型利用者	87 人
合 計	290 人	内就労定着支援利用者	4 人
		内就労移行支援利用者	3 人

○グループホーム(GH)利用者の就労系サービス利用状況(R6.12)

療育手帳B				就労系サービス	
20歳以上	213 人	内GH利用者	47 人	内就労継続支援A型利用者	1 人
20歳未満	77 人			内就労継続支援B型利用者	27 人
合 計	290 人			内就労定着支援利用者	3 人
				内就労移行支援利用者	1 人

※GH利用者の所得区分は生活保護(1人)、低所得(46人)で、利用者負担額 0 円。

○療育手帳Bの方の20歳(18歳)前後の収入月額

20歳(18歳)未満		20歳以降	
児童手当(～18歳)	10,000 円	障害基礎年金(2級)	68,000 円
特別児童扶養手当(～20歳)	36,860 円	工賃(就労継続B)	(※1)15,024 円
重度心身障害者福祉手当	6,000 円	重度心身障害者福祉手当	6,000 円
合 計	52,860 円	合計	89,024 円
		合計(重心手当なし)	83,024 円

※児童扶養手当(45,500 円)は、ひとり親(父母が婚姻を解消、父又は母が死亡等)の児童を育てている父又は母、若しくは主として生計を維持する養育者に支給されるもので、所得制限がある。

(※1) 埼玉県令和4年度の平均月額。入間市内の10事業所の平均月額は16,372 円。

2 意見③に対する市の回答

今回の見直しにおいて、手当額や給付対象を原則県の補助基準に合わせたいものであり、県は生活保護受給者を当該事業の給付対象外としていないことから、本市も対象外とすることは考えていない。なお、県に確認したところ、生活保護受給者を対象外としている自治体について把握していないとのこと。(近隣において対象外としている自治体はない。)

○重度心身障害者福祉手当受給者 1,487 人の内、生活保護受給者の人数

手帳の種類	身体障害者手帳		療育手帳			精神障害者 保健福祉手帳	合計
等級	1級	2級	㊤	A	B	1級	75 人
人数	31	11	2	4	20	10	(重複 3 人)

○生活保護受給者への手当給付実績(令和5年度)

6,000 円×12 月×75 人=5,400,000 円

※手当給付額を月 5,000 円とした場合の試算

5,000 円×12 月×75 人=4,500,000 円